

ひょうご消費者ネットが新聞購読契約書の改善について申入れ

2014. 3. 10

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、当会という）は、2014年3月10日、株式会社朝日新聞社、株式会社神戸新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞社の5社に対して、新聞購読契約書の改善を求める申入れを行いました。あわせて、株式会社読売新聞大阪本社に対して、要望を行いました。

当会は、新聞を訪問販売で購読契約した際の契約書について検討してきました。新聞購読契約書は、新聞社が印刷して販売店に供給し、販売店と消費者との間の契約書として使われているものです。これは、訪問販売の契約書面となるため、特定商取引法第5条（施行規則第3条、第5条、第6条も含む）に定める事項を記載しなければなりません。また、消費者契約法第8条から第10条の不当条項に関するルールも適用されます。

当会は、当会の会員が販売店から受領した購読契約書を収集し、さらに、新聞社に購読契約書の送付を依頼して、上記の観点から契約書の記載について検討しました。その結果、不当と考えられる特約が記載されていたり、記載事項の記入もれがあるなどの実態がわかりました。

そこで、各新聞社に対して、新聞購読契約書の是正の申入れ、または要望を行うものです。

※ 申入れ事項、要望事項は、別紙1の一覧表のとおりです。

申入れと要望の区別は、特定商取引法第58条の18及び消費者契約法第12条により差止請求訴訟の対象となり得る項目を「申入れ事項」とし、特定商取引法第5条の記載事項、一般社団法人日本新聞協会の「新聞購読契約に関するガイドライン」などに関する項目を「要望事項」としました。

※ 収集した各契約書の記載の状況は、別紙2の新聞の契約書の点検表のとおりです。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201, FAX 078-361-7205

<http://hyogo-c-net.com>

※ ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により内閣総理大臣に認定された適格消費者団体。同法12条により、事業者が特定商取引法等の不当条項を使用することの停止（差止め）を請求する消費者団体訴訟の権利を付与されています。